

「北部地域振興センター」が誕生しました！

県では、個性豊かな魅力ある地域づくりを進めるため、地域創造センターと産業労働センターを再編して、4月1日に「地域振興センター」を設置しました。これに伴い、北部地域創造センターと北部産業労働センターは、「北部地域振興センター」に生まれ変わり、よりきめ細かく地域のニーズに対応していきます。

なお、地域振興、NPOの設立や企業の経営支援などは、これまでどおり北部地域振興センターで行います。ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ／埼玉県北部地域振興センター（熊谷市末広3-9-1【熊谷地方庁舎内※事務所の場所は変わりません】、☎524・1110）へ。

矢部伸昭さんが中央公民館長・図書館長に就任



3月31日に退任された阿川甫吉さんの後任として、中央公民館長と図書館長に4月1日付けで、矢部伸昭さんが就任されました。

矢部さんは、鉢形在住で60歳。明治学院大学卒業後、寄居養護学校に奉職されました。その後、県内の各養護学校で教壇に立たれたほか、県教育局特別支援教育課長を歴任されるなど、教育局内でも活躍し、本年3月31日まで熊谷養護学校長を務め、定年退職されました。

○かかりつけ医を持ちましょう
妊婦健診を受けず、陣痛が始まってから初めて受診する方が増えています。普段から健診を受けていないと母体と胎児の状況がわからず、産婦人科の受け入れが困難となり、診察を受けられずに母体と胎児が死亡するという痛ましい事故も起きています。母体と胎児の健康のためにも、かかりつけの産婦人科医を持ちましょう。
また妊娠に気づいたら、速やかに受診し、妊娠の届出をしましょう。
妊娠の届出・母子健康手帳交付窓口／保健福祉総合センター（☎581・8500）または健康福祉課（☎581・2121内線122）へ。

4月から妊婦健康診査の公費負担回数を拡充しました
○妊婦健康診査（妊婦健診）への公費負担
母体や胎児の健康確保と妊娠中の健診費用の負担軽減を図ることを目的に町では、平成20年4月1日から妊婦健診にかかる公費負担回数を2回から5回へと拡充しました。妊婦健診に必要な受診票は母子健康手帳交付時にお渡します。すでに母子健康手帳をお持ちの方で、4月以降出産される方には、受診票の追加交付・差し替えをしていただくための申請書を郵送しています。
また、県内外の委託医療機関以外の病院で妊婦健診を受ける場合、町では健診費用を補助していますので、保健福祉総合センターまでお問い合わせください。
問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。



中学1年生(第3期)・高校3年生(第4期)に相当する年齢の方の「麻しん風しんワクチン予防接種」が定期予防接種に！

平成20年4月1日より平成25年3月31日までの5年間に限り、中学1年生（第3期）および高校3年生（第4期）に相当する年齢の方に、麻しん風しんワクチン予防接種が定期予防接種として位置づけられました。この定期予防接種は、努力義務であり、保護者の方が必要性・重要性を理解したうえで、お子さんに受けていただくものです。

今回、第3期、第4期の対象者には、個別に通知でお知らせをしていますので、同封された説明書をよく読み、かかりつけ医に事前予約のうえで予防接種を受けてください。

なお、麻しんは春から夏にかけて流行するため、4月～6月までに予防接種を受けることをお勧めします。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500）へ。



「児童扶養手当受給者」の皆さんへ

児童扶養手当は、父親のいない家庭や父親が一定の障害の状態にある家庭の児童の母親、または母親に代わって児童を扶養している方に支給される手当です。この場合の児童とは、18歳になった年の年度末までです。また、一定の障害のある児童は20歳になるまでです。

ただし、本人または扶養義務者の所得が一定額を超える場合や公的年金を受けている場合、または児童福祉施設等（母子生活支援施設などを除く）に児童が入所している場合などは支給されません。

平成20年4月からは、手当を受給して5年を経過した方などについては、同月以降の手当額が2分の1支給停止されます。ただし、次の①～④などに該当する方は、以前と同額の手当を受給できる場合があります。

- ① 就業している
- ② 求職活動を行っている
- ③ 身体または精神の障害がある
- ④ 負傷または病気で就業困難

このような場合、引き続き同額の手当を受給するには、関係書類を提出する必要があります。

手当を受給して5年を経過する方には、個別に通知しますので、期間内に子育て支援課へ関係書類等を提出し、所定の手続きをください。問い合わせ／子育て支援課（☎581・2121内線252）または埼玉県子ども安全課（☎048・830・3337）へ。

児童館教室案内 新規会員募集

児童館では、次の教室の新規会員を募集します。一緒に楽しく活動しませんか。

子どもクラブ「ホップ」・「ステップ」
内容／キッズ体操、スイーツ作り、キッズ英語、工作、ネイチャーゲーム



クラス	日程	時間
ホップ (小学1・2年生)	① 5月10日(出) ② 6月 7日(出) ③ 10月11日(出) ④ 11月 1日(出) ⑤ 12月 6日(出)	午前10時～11時30分 ※内容により時間変更になる場合があります。
ステップ (小学3・4年生)	① 5月10日(出) ② 7月12日(出) ③ 10月11日(出) ④ 11月15日(出) ⑤ 12月 6日(出)	

定員／各クラス25人
費用／200円（年会費：受付時に集金します）
申し込み／4月20日(日)午前9時から児童館で受け付けます。定員になり次第締め切ります。

親子体操教室

内容／親子で楽しく体を動かして遊びます。
日程／5月16日(金)から全10回、午前10時30分～11時30分※日程についての詳細は、申し込み時にお知らせします。

対象・定員／親子(就園前の歩ける幼児)・25組
費用／無料
講師／小島美恵子先生

申し込み／4月18日(金)午前10時から児童館で受け付けます。定員になり次第締め切ります。



問い合わせ／両教室とも児童館（☎581・3861）へ。

65歳以上の方を対象に「生活機能評価」を実施します！

大里広域市町村圏組合から4月中旬に「基本チェックリスト」が郵送されますのでご活用ください。

こころと体の元気をチェック



年を重ねても、いつまでも元気でいたい。そのためには、今の健康を維持・増進し、介護を予防する努力が大切です。高齢期の健康と生活機能の維持には疾病の予防や治療の管理だけでなく、日常生活における障害や危険な老化のサインを早期に発見し、早期に対応する必要があります。

そのため、65歳以上で介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方を対象に、大里広域市町村圏組合から「基本チェックリスト」が4月中旬に郵送されます。

基本チェックリストは、介護予防の観点から考えられた25項目からなる質問票で、いつの間にか生活が活発でなくなることや、筋力や体力の衰えを確認でき、どんな介護予防が必要となるか見つけることができます。普段の生活の様子を思い浮かべながら、漏れなく記入いただき、同封の返信用封筒で返送してください。

この「基本チェックリスト」により生活機能の低下が見受けられた方（特定高齢者の候補者）には、医師による「生活機能検査」のご案内をします。

また、この生活機能検査により介護予防が必要な方（特定高齢者）には、地域包括支援センター職員が連絡のうえ、訪問し、介護予防についてのご案内をさせていただきます。

以上の手順により生活機能評価を行いますので、いつまでも元気で暮らすため、「基本チェックリスト」が郵送されましたら、ご活用ください。

問い合わせ／健康福祉課（☎581・2121内線123）または地域包括支援センター（社会福祉協議会内、☎581・8523）へ。

スポーツ振興のため 懸垂幕を作製しています！

教育委員会では、町民の方が各種全国大会および国際大会に出場することが決定した際、町のスポーツ振興とその選手や所属するチームを激励、紹介するため、庁舎壁面に懸垂幕を掲示し、広く町民の皆さんにお知らせいたします。

次の作製基準を満たす大会への出場が決定しましたら、生涯学習課に大会要綱等の資料を早急に提出してください。

作製基準／①各種全国大会および国際大会とは、同一種目同一競技で、全国一・世界一を決定する大会をいいます。交流大会は含みません。②日本体育協会公認の大会とします。

問い合わせ／生涯学習課（☎581・2121内線531、FAX 581・3606）へ。